省　令

○環境省令第十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行に伴い、及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十条第二項の規定に基づき、下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月四日

環境大臣　細野　豪志

下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令

下水道法第四十条第二項の規定により地方事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三号」を「第五号」に改め、本則第三号を本則第五号とし、本則第二号中「法第二十五条の三第三項（同条第四項」を「法第二十五条の三第四項（同条第七項」に改め、同号を本則第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　法第二十五条の三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。

本則第一号中「法第四条第二項」を「法第四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二　法第四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。

附則第二項中「第一号及び第二号」を「第一号から第四号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（環境大臣がした行為等に関する経過措置）

2　この省令の施行前に環境大臣が下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第三項及び第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は下水道法第二十五条の三第四項及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりした行為は、相当の地方環境事務所長がした行為とみなし、この省令の施行前に当該規定により環境大臣に対してした行為は、相当の地方環境事務所長に対してした行為とみなす。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

3　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「意見」の下に「及び通知の受理」を加える。

告　示

○内閣府告示第百六十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第四十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社北洋銀行

二　住所　北海道札幌市中央区大通西三丁目七番地

○内閣府告示第百六十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第四十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社北海道銀行

二　住所　北海道札幌市中央区大通西四丁目一番地

○内閣府告示第百七十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第四十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社北陸銀行

二　住所　富山県富山市堤町通り一丁目二番二十六号

○内閣府告示第百七十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第四十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○内閣府告示第百七十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第四十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　帯広信用金庫

二　住所　北海道帯広市西三条南七丁目二番地

○内閣府告示第百七十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第四十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第百七十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第四十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年四月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　農林中央金庫

二　住所　東京都千代田区有楽町一丁目十三番二号

○内閣府告示第百七十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○内閣府告示第百七十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第百七十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十三号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月二日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第百七十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十四号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社大光銀行

二　住所　新潟県長岡市大手通一丁目五番地六

○内閣府告示第百七十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号